

大阪市監査委員	新 田	孝
同	奥 野	正 美
同	高 橋	敏 朗
同	高 瀬	桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 8 月 4 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市建設局は、平成 6 年 7 月 13 日に福島区吉野 5 丁目にある約 1,160 m²の土地（以下「当該土地」という。）を単価 687,000 円、計 798,802,380 円で購入した。しかし、当時の周辺土地の公示地価は 1 m²あたり約 40 万円と言われており、購入価格は約 464,000,000 円となり、1.7 倍もの不当な高額で購入し市に損害を与えたので、少なくとも差額の約 334,800,000 円の返還を求める。

また、当該土地購入にあたり、地上物件の移転立退補償金が別途支払われている。しかし、建設局職員が認めるように、当時地上物件は空き家であり、負担の必要なかった移転立退補償金 361,472,200 円の返還を求める。

さらに市は、当該土地を福祉施設設置のため社会福祉法人に無償貸与し、同施設建設のために補助金を交付している。市が福祉施設設置にあたって、購入してまで無償貸与することは異例である。価格、時期など当該土地購入に係る疑問に対する説明を求める。

なお、以上のことは、1 年を経過しているが、平成 18 年 5 月 29 日の市会委員会の時点でも土地購入情報などが非公開であり、市民が容易に知ることができなかったこと、さらに状況を承知している市が是正を怠っていたことと合わせて、期間徒過には正当理由がある。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

(1) 請求期間と正当な理由

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、請求することができる」とされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査し尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決）。

すなわち、正当な理由を判断するためには、相当の注意力による調査を必要とし、住民なら誰でも閲覧等できる情報については、それが閲覧等できる状態に置かれれば、住民が積極的に調査することを当然の前提としているものと解される。

この点について、請求人は平成 18 年 5 月 29 日の市会委員会の時点でも土地購入情報などが非公開であると主張しているが、平成 17 年 11 月に総務局から公表された「情報公開推進のための指針」追加事例集において、最高裁判決（平成 17 年 10 月 11 日）等をうけ、公社が法人等から取得した土地の買収価格及び補償価格等については、当該法人地権者の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるとは認め難いとして公開の方針が示されており、これ以後は過去も含めてこれらの情報については、誰でも情報公開請求等により知り得る状態にあったと言うべきであり、事実、土地売買代金等が公開されている事例も存在する。

そうすると、本件請求は誰でも知り得る状態になってから 8 か月以上経過してなされたものであり、住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的に見て本件請求の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内になされたものと言うことはできず、当該行為のあった日から 1 年を経過していることについての正当な理由は認められない。

(2) 怠る事実について

住民監査請求における怠る事実については、法第 242 条第 2 項に規定する期間制限は適用されないが、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がなされた場合にも、これについて上記の期間制限が及ばないとすれば、同規定の趣旨を没却することとなり、このような場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同規定を適用すべきものとされている（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）。

この点について、請求人は状況を承知している市が是正を怠っていた旨主張

しているが、本件土地売買契約及び移転立退補償契約の締結という財務会計上の行為が違法不当であり、そのことに基づいて本市に損害が発生するとしているものにほかならず、本件土地売買契約及び移転立退補償契約の締結時点を起算点として、請求期間の規定が適用されるものである。

(3) 当該土地購入に係る説明要求

当該土地購入に係る疑問の説明要求については、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させる又は損害の発生を未然に防止することを目的とした住民監査請求の対象となるものではない。

以上のことから、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。